

令和2年8月6日

関係各位

名古屋税関

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた税関業務処理体制について

平素は、税関行政の円滑な運営に当たり、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、名古屋税関においては、職員に健康管理を徹底させるとともに、税関手続きのため、ご来訪いただく皆様への感染拡大防止の徹底を図る観点から、窓口への書類提出等の機会をできるだけ減らしていただくほか、税関手続に関する各種相談については、電話や電子メールを活用いただくなどのご協力をいただいているところです。

新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延が懸念される中、関係各位におかれましては、上記の点について、引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、名古屋税関においては、感染拡大防止の観点から、税関業務に支障をきたさない範囲で、職員を減らして対応するなど業務処理体制の見直しに取り組んでおります。

関係各位におかれましては、何かとご不便をお掛けすることもあるかと存じますが、引き続き、迅速・適正な業務処理に努めてまいりますので、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、業務処理に関するお問い合わせにつきましては、これまでと同様の窓口又はご利用窓口へお問い合わせいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

〔問い合わせ先〕

名古屋税関

総務部総務課総務第1係

電話 052-654-4010